

6. 高齢者施設等への支援

- 高齢者施設等への各種支援を実施する中で、新型コロナウイルス感染症の流行時はもとより、感染が落ち着いている状況においても、高齢者施設等における施設内療養が一定程度行われている。
- 今後の感染拡大において医療ひっ迫を避けることなども考慮し、施設内療養や、医療機関からの受入れを行う施設等への支援は、一部要件や金額等を見直した上で継続する。

9月までの取扱い

感染者が発生した場合等の
かかり増し経費の補助

施設内療養の補助

(通常の補助 1万円/日、追加補助 1万円/日)

10月以降の対応

▶ 新型コロナウイルス感染者への対応に係る業務手当について、1人あたりの補助上限を4,000円/日とする。

▶ 通常の補助及び追加補助の補助単価について、それぞれ1人あたり1万円/日⇒5,000円/日に見直す。

▶ 追加補助の要件であるクラスターの発生人数について、大規模施設は5人以上⇒10人以上、小規模施設は2人以上⇒4人以上に見直す。

医療機関からコロナ回復患者の受入れの場合の加算
(退所前連携加算(500単位/日)を最大30日間算定可)

▶ 算定可能日数を30日⇒14日に見直す。